

第69回 岐阜商工会議所 優良社員表彰のご案内

永年頑張っていらっしゃる貴社従業員を推薦しませんか？

日頃より、貴社の発展を支え、献身的に職務に励まれる社員の皆様の功績は、計り知れない価値を持つものです。岐阜商工会議所では、地域経済を牽引する企業の皆様と共に、その輝かしい努力を称える「優良社員表彰」を本年も実施いたします。

働き方の多様性が推進されるなか、会社と従業員の関係の希薄化が課題となっております。ぜひとも貴社従業員の顕彰に本表彰をご活用いただき、貴社の業績や生産性の向上にお役立てください。

2025年度は231名が推薦・表彰されました。

岐阜商工会議所の会員事業所であれば規模・業種問わずご利用いただけます。

※岐阜商工会議所 会員限定

※現在会員でない方は岐阜商工会議所にご入会いただくとご推薦いただけます。

優良社員表彰 被表彰者推薦について

推薦方法

○推薦方法 岐阜商工会議所ホームページの推薦フォームからご入力をお願いします。
「岐阜商工会議所 優良社員表彰」で検索、
もしくは右記二次元コードからアクセスいただけます。

お申込みはこちらから



○協賛金 表彰者1名につき協賛金として、次の金額をご負担ください。

10年以上 3,850円 20年以上 4,400円 30年以上 7,150円 40年以上 7,700円

永年勤続特別表彰(50年以上) 8,250円 ※表記の金額はすべて税込みです。本協賛金は消費税の課税仕入れに
特別表彰(功労者) 9,350円 該当しますので、別途領収書を発行いたします。

○期限 **(1)申込:2026年9月3日(木) (2)振込:2026年9月17日(木)**

○協賛金振込先 **十六銀行 今沢町支店 (普) No.1227687 岐阜商工会議所**
※恐れ入りますが手数料のご負担をお願いいたします。

※ご記入いただいた情報は、本表彰の審査や当所からの連絡のために利用するほか、事業所名・個人名については、
当所会報誌「岐阜商工月報」・ホームページや新聞紙上等に掲載することがあります。

※特別表彰(功労者)の推薦については別様式がございますので、下記問合せ先にご連絡ください。

※本年度より、推薦手続きの効率化と利便性向上を図るため、

「WEBフォーム」によるオンライン受付へと移行いたしました。

※従来の書面による推薦をご希望の方は下記問合せ先までご連絡ください。



問合せ先

岐阜商工会議所 企画グループ 優良社員表彰担当 TEL:058-264-2131 E-mail:kikaku@gcci.or.jp

第69回 岐阜商工会議所 優良社員表彰実施要項

- 1 目的 永年同一事業所に勤続し、かつ勤務成績が特に優秀と認められる社員並びに特別功績のあったものを表彰すること。
- 2 主催 岐阜商工会議所
- 3 式典 2026年11月20日(金)午前10時から
- 4 会場 岐阜商工会議所 2階 大ホール
- 5 備考 ご出席いただいた皆様のお役に立つ 講演会 を同時開催予定。
ぜひ表彰式に足をお運びください。
*これまで配送にてお届けしておりましたが、今回からは会場でのお渡しのみとさせていただきます。
※推薦方法・協賛金につきましては裏面をご覧ください。

岐阜商工会議所 優良社員表彰規程

- 第 1 条 本商工会議所は、商工業の振興を期するため、永年同一事業所に勤続し勤務成績優秀と認められる社員並びに業務上特に功績のあった社員を表彰し、その功績に報いるものとする。
- 第 2 条 本規程の社員とは、岐阜商工会議所会員の営む事業所の社員、並びに岐阜商工会議所の職員であるものとする。
- 第 3 条 被表彰者選考のため表彰審査委員会を設ける。
1 審査委員は本所総務委員会委員をもって充てる。
2 審査委員会には委員長、副委員長を置き、総務委員会委員長及び副委員長がこの任にあたる。
- 第 4 条 本規程により表彰せられる社員とは、特に功績のあった者並びに勤続10年以上にして下記各号に該当する者であり、かつ表彰者の決定は事業所代表者からの推薦書に基づき審査委員会において選考の上決定する。
1 特に功績のあったもの
ただし、特に功績のあった者については所属部会長の副申を添えるものとする。
2 永年勤続したもの
イ 商工業に従事しその振興に寄与し功績のあったもの。
ロ 忠実業務に従い他の社員の模範となるもの。
- 第 5 条 表彰の段階は下記の如くとする。
1 特別表彰(功労者)
2 永年勤続表彰
(1)10年以上 (2)20年以上 (3)30年以上 (4)40年以上 (5)永年勤続特別表彰(50年以上)
ただし、永年勤続表彰は、前項何れかの年限段階において表彰されたものは、次の段階にならなければ表彰されない。
なお、30年以上の表彰については日本商工会議所会頭表彰とする。
- 第 6 条 表彰は表彰状等を贈呈してこれを行なう。
- 第 7 条 個人事業所にあつては事業主・事業主と生計を一にする親族、法人事業所にあつては代表権のある役員は、表彰を受ける資格がない。
- 第 8 条 出向の場合は、本人の籍のある事業所から推薦すること。
- 第 9 条 本表彰の勤続年数の計算は、表彰年度の9月30日現在を以て算定する。
ただし、勤続30年以上の表彰については、9月30日以前1年以内に退職した者についても表彰の対象とする。
なお、次の各号の期間は、在職期間として通算する。
1 会社、工場、商店等にしてその事業の経営を合併又は企業整理等により閉店し、再び開店したる場合における勤続年数。
2 中途退職において、再び同一事業体へ1年以内に就職した場合は、その前後の期間。
3 臨時雇用期間。
- 第 10 条 本表彰は、毎年1回これを行なう。